

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に當たるときは、その翌日)

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業の事業計画の変更の適否の決定

土地改良法による換地処分

開発行為に関する工事の完了

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の事業計画
の変更

◆公 告 高圧ガス製造保安責任者試験の実施

◆規 則 次

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

◆告 示

字の区域の変更

鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正
馬伝染性貧血検査の実施

林業改善資金の貸付金に係る償還金の収納事務の委託の一部改正
解除予定の保安林

規 則

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

昭和五十四年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十号

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例 (昭和五十三年十一月鳥取県条例第四十号) の施行期日は、昭和五十四年三月二十三日とする。

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

に改め、同表の備考の2中「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に改める。
この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。
附 則

昭和五十四年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十一号

鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)

の一部を次のように改正する。

一人月額	二五、四七〇円
一人月額	二六、九七〇円
一人月額	二八、四七〇円
一人月額	二四、四七〇円
一人月額	二五、九七〇円
一人月額	二七、四七〇円
一人月額	二六、四七〇円
一人月額	二七、九七〇円
一人月額	二九、四七〇円
一人月額	三〇、〇八〇円
一人月額	二八、五八〇円
一人月額	二九、〇八〇円
一人月額	三〇、五八〇円
一人月額	二九、四七〇円
一人月額	二九、四七〇円
一人月額	二五、四七〇円
一人月額	二六、九七〇円
一人月額	二八、四七〇円

を

一人月額	二八、〇八〇円
一人月額	二九、五八〇円
一人月額	三一、〇八〇円
一人月額	二七、〇八〇円
一人月額	二八、五八〇円
一人月額	二九、〇八〇円
一人月額	三〇、〇八〇円
一人月額	二九、〇八〇円
一人月額	三〇、五八〇円
一人月額	二九、四七〇円
一人月額	二九、四七〇円
一人月額	二五、四七〇円
一人月額	二六、九七〇円
一人月額	二八、四七〇円

鳥取県規則第十二号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県規則第十二号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和五十二年三月鳥取県規則第十三号)
の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 入学、休学、退学等(第十一条~第十八条)」を「第六

章 入学、休学、退学等(第十一条~第十八条)
章の二 授業料の納付及び減免(第十八条の二・第十八条の三)」

に改める。

第六章の次に次の二章を加える。

第六章の二 授業料の納付及び減免

(授業料の納付)

第十八条の二 授業料は、毎月十日までに納付しなければならない。ただし、
八月分の授業料については、九月十日までに納付しなければならない。
2月の中途に休学し、復学し、又は退学した者は、当該休学、復学又は

退学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途中に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日から十日以内に納付しなければならない。

(授業料の減免)

第十八条の三 鳥取県立病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)第十二条の規定による授業料の減免は、災害その他の理由により授業料の納付が困難であると認められる生徒について行つるものとする。

2 授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免申請書(様式第七号の二)にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

様式第七号の次に次の二様式を加へる。

様式第七号の二(第十八条の三関係)

授業料減免申請書

職 氏 名 殿

鳥取県立鳥取看護専門学校学則第18条の3の規定により授業料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

本人 氏 名 団

保護者 住所

氏 名 団

記

減免希望額	
減免希望期間	
減免の理由	

附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十三号

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 入学、休学、退学等（第十一条—第十八条）」を「第六章 入学、休学、退学等（第十一条—第十八条）」

第六

章の二 授業料の納付及び減免（第十八条の二・第十八条の三）」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 授業料の納付及び減免

（授業料の納付）

第十八条の二 授業料は、毎月十日までに納付しなければならない。ただ

し、八月分の授業料については、九月十日までに納付しなければならない。

2 月の中途中に休学し、復学し、又は退学した者は、当該休学、復学又は退学の日の属する月分の授業料を納付しなければならない。この場合において、月の中途中に復学した者に係る当該月分の授業料は、前項の規定にかかわらず、当該復学の日から十日以内に納付しなければならない。

（授業料の减免）

第十八条の三 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号）第十二条の規定による授業料の减免は、災害その他理由により授業料の納付が困難であると認められる生徒について行うものとする。

2 授業料の减免を受けようとする者は、授業料减免申請書（様式第七号の二）にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

様式第七号の次に次の一様式を加える。

様式第七号の二(第十八条の三関係)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附則

授業料減免申請書

職 氏 名 職

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則第18条の3の規定により授業料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

本人 氏 名 (印)

保護者 住所

氏 名 (印)

記

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号を次のように改め、同条第五号中「行なわせ」を「行わせ」に改める。

一 一の中小企業者等に対する貸付金額は、三千万円以内（中小企業团体又は中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第八条第一項の規定による承認に係る合併をし、若しくは出資を受け、若しくは出資により設立された法人である中小企業者にあつては、五千万円以内）とする。ただし、災害又は不況のため知事が必要と認めた場合は、それぞれ一千万円を加えた額以内とすることができる。

附則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月二十三日

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第十五号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十七号の項の次に次のように加える。

十八 果樹園防風技術導入資金 果樹園（日本なしを栽培するものに限る。）の風害を防止するために必要な施設の設置に要する資金

五年以内

鳥取県規則第十六号

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則（昭和四十七年十月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号イ(1)の表中「一〇五、〇〇〇円」を「一一一、〇〇〇円」に、「八七、〇〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に、「七九、〇〇〇円」を「八四、〇〇〇円」に、「七八、〇〇〇円」を「八一、〇〇〇円」に、「六六、〇〇〇円」を「六八、〇〇〇円」に改め、同号イ(1)の表中「六八〇、〇〇〇円」を「七〇〇、〇〇〇円」に、「八、六九〇、〇〇〇円」を「九、六五〇、〇〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による吉田地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

字の区域を変更する
大字吉田字上ミ池 同上の区域（昭和五十四年一月十日現在の地番による。）

大字吉田字上ミ池の全域、大字吉田字水引谷七〇六一三
及び七〇六一四並びに大字片柴字ホケガナル一一六七一二
の一部

大字吉田字水引谷 大字吉田字水引谷のうち七〇六一三及び七〇六一四以外
の区域

大字片柴 大字片柴字ホケガナルのうち一一六七一二の一部以外の
区域

字ホケガナル

鳥取県告示第二百六十九号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和五十三年十一月鳥取県告示第千三
号）の一部を次のように改正する。

昭和五十四年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一 技術導入資金の表の第十七号の項の次に次のように加える。

十八 果樹園	防風施設（防風網、支柱、アンcker、高張力線、鋼線止金具、受石、UTホック、コンクリート等）の設置に要する費用	施設一〇〇メートルにつき
		一月、二月又は三月
		二月又は三月

鳥取県告示第二百七十号

家畜の伝染性疾患の発生を予防するため、馬伝染性貧血検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、馬の所有者に対しても検査を受けることを命ずる。

昭和五十四年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

- 一 実施の目的
馬伝染性貧血予防のため
実施する区域
昭和五十四年三月二十三日
西伯郡大山町赤松
- 二 実施の対象となる家畜の種類
馬
実施の期日
昭和五十四年四月五日
- 三 寒天ゲル内沈降反応検査
- 四 検査の方法
寒天ゲル内沈降反応検査

鳥取県告示第二百七十一号

昭和五十一年十月鳥取県告示第七百八十三号（林業改善資金の貸付金に係る償還金の収納事務の委託について）の一部を次のように改正する。

昭和五十四年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「岩美町森林組合
国府町森林組合
鳥取市森林組合 を「鳥取県東部森林組合」に改める。
鹿野町森林組合
青谷森林組合」

鳥取県告示第二百七十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下阿毘縁字割谷 一七三四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

東郷湖周辺土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事 故 島 賢 市 東伯郡羽合町大字長瀬一一五〇番地六
昭和五十四年二月十五日一身上の都合により退任

東郷湖周辺土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 秋 田 猛 太 郎 東伯郡羽合町大字久留六三番地
昭和五十四年三月二日開催の総代会において補欠選舉の結果当選し、昭
和五十四年三月九日就任 任期昭和五十五年七月二十四日まで

鳥取県告示第二百七十四号

昭和五十四年一月八日付けで勝田川土地改良区から申請のあつた土地改良（勝田川地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年三月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場及び東伯郡赤崎町大字佐崎一二の一一番地勝田川土地改良区

事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る吉田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百七十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

(第三種郵便物認可) 第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十一日

一 施行者の名称
鳥取県

鳥取県知事 平林鴻三

二 施行地区に含まれる地域の名称

鳥取市東品治町、栄町、今町二丁目、永楽温泉町、末広温泉町、吉方、富安二丁目、南吉方一丁目及び吉方温泉三丁目の各一部

三 施行地区に含まれる地域の名称

昭和五十三年十一月六日 鳥取県指令受都計第三百七十号

四 事業施行期間

昭和四十五年十月十六日から昭和五十六年三月三十一日まで

五 事務所の所在地

鳥取市今町二丁目二二〇番地 縦たる事務所

鳥取市東町二丁目二二〇番地 縦たる事務所 従たる事務所

鳥取市東町二丁目二二〇番地 縦たる事務所

六 事業計画の決定の年月日

昭和四十五年十月二十一日

七 事業計画の変更の年月日

昭和五十四年三月二十一日

鳥取県告示第一百七十七号
鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の事業計画を変更したので、
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

公 告

高压ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和54年度上期高压ガス製造保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和54年3月23日

鳥取県知事 平林鴻三

一 土地区画整理事業の名称

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業

1 期日	昭和54年 5月 27日		
2 場所	鳥取市及び米子市		
3 試験の種類、試験科目及び時間			
試験の種類	試験科目	時間	
高压ガス取締法に係る法令 液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術（特別試験科目を申請した者については、高压ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術）	高压ガス取締法に係る法令 液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術（特別試験科目を申請した者については、高压ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術）	9時30分から 10時30分まで 10時45分から 12時15分まで 13時から15時 まで	
免状に係る試験 液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学（特別試験科目を申請した者については、高压ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学）	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学（特別試験科目を申請した者については、高压ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学）	13時から15時 まで	
第三種冷凍機械 責任者免状に係る試験	高压ガス取締法に係る法令 冷凍のための高压ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで 10時45分から 12時15分まで	
〔備考〕 特別試験科目とは、高压ガス製造保安責任者試験及び高压ガス販売主任者試験規則（昭和41年通商産業省令第54号）第6条第2項に規定する「特別試験科目」をいう。			

4 受験手続 次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書 受験願書は、鳥取県総務部消防防災課、鳥取県LPG協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(2) 写真 縦6センチメートル、横5センチメートルとし、出願前6箇月以内に撮影した正面半身像のもので、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。

(3) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し（高压ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料 1,400円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、消印ないこと。

6 受験願書の受付期間 昭和54年4月10日から同月20日まで

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 試験の結果は、合格者に通知する。

(3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

(4) 今回の試験から願書の様式が変更になつたので、特に注意すること。

(第三種郵便物認可) 昭和54年3月23日 金曜日 鳥取県公報

第5036号 12

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,000円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部 購
読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合
及び代表者名
団体名)

鳥取県知事 平林鴻三殿

